

和泉市公共施設等総合管理計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関に関する条例（昭和32年和泉市条例第43号）第2条の規定に基づき、和泉市公共施設等総合管理計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 委員会は、和泉市公共施設等総合管理計画（以下「計画」という。）の策定に関する事項について、広範かつ専門的な見地から調査、審議及び取りまとめを行い、市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募による市民
- (3) 市の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から計画が策定された日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員長が選任されていない場合その他委員長が招集できない場合は、市長が招集する。

2 会議は、委員の定数の過半数の委員が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、公共施設マネジメント担当課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。